

Ⅲ 一般入学者選抜（定時制課程成人枠）

第1 募集・出願

1 対象学科

定時制の全学科

2 応募資格

平成9年4月1日までに生まれた者で、次の各項のいずれかに該当する者

- (1) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部（以下「中学校」という。）を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の規定（P.38）に該当する者

3 募集人数

若干名

4 通学区域

- (1) 県内から志願する場合
県内志願者は、「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」第4条(1)（P.32）により、通学区域の制限を受けない。
- (2) 県外から志願する場合
県外志願者は、「県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定」（P.35～P.37）又は「Ⅸ 特別入学志願者取扱要領」（P.28）による。

5 出願制限

- (1) 出願は、定時制課程の本校又は分校1校に限るものとする。
なお、多部制の定時制課程においては、部の間で第2志望まで出願することができる。
- (2) 岩手県立高等学校の一般入学者選抜及び盛岡市立高等学校の一般入学者選抜との併願はできない。

6 出願期間

- (1) 期 間 平成30年2月6日（火）～2月13日（火）（ただし、休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時～午後4時（必着）

7 出願手続

(1) 入学願書等の請求

入学願書及び実施要項の請求は、返信用封筒（角形2号）に宛名を記入し、切手を貼付（要項1部希望の場合は250円切手貼付、要項2部希望の場合は380円切手貼付）した上で、下記あて直接来課又は封書により申し込むこと。

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
 岩手県教育委員会事務局学校教育課 高校教育担当
 TEL (019) 629-6141 (直通) FAX (019) 629-6144
 URL <http://www2.iwate-ed.jp/sed/>

(2) 志願者の手続

志願者は出願期間内に、志願先高等学校に次の書類を提出する。

- ア 一般入学願書（A票、B票、受検票）
A票に岩手県収入証紙（950円）、B票と受検票に写真を貼付する。
- イ 出身中学校の卒業証明書

(3) 出願調整（志願先の変更）

ア 出願期間中に申し込んだ者は、志願先高等学校又は志願先の部を1回に限り変更することができ

る。ただし、県立高等学校及び盛岡市立高等学校の一般入学者選抜への志願変更はできない。

イ 出願調整期間等

(ア) 期 間 平成30年2月15日(木)～2月21日(水)(ただし、休日を除く。)

(イ) 受付時間 午前9時～午後4時(必着)

ウ 志願者の処理事項

出願調整期間中に、志願者は、志願変更に関する次の書類を各志願先高等学校長に提出する。

(ア) 志願変更願(様式6)

旧志願先高等学校長あて提出する。

(イ) 旧志願先高等学校長に提出した一般入学願書(B票、C票及び受検票)

旧志願先高等学校長に提出した一般入学願書のC票に、旧志願先高等学校長から所要事項の記入押印を受け、B票及び受検票とともに、新志願先高等学校長に提出する。

(4) 高等学校長の処理事項

ア 出願期間中に受け取った入学願書について「入学願書受取票」(様式7-2)を志願者あて交付する。

イ 調整期間中に他校に出願変更する者があった場合

(ア) 旧志願先高等学校長は、志願者に志願変更願受取票(様式7-2に準ずる)を交付するとともに、一般入学願書のC票に所要事項を記入し、押印のうえ、B票及び受検票とともに返却する。

(イ) 新志願先高等学校長は、志願者から一般入学願書(B票、C票及び受検票)を受け取る。

(ウ) 新志願先高等学校長は、「入学願書受取票」(様式7-2)を志願者に交付する。

ウ 調整期間終了後、3月5日(月)必着で、下記のものを志願者に送付する。

(ア) 所要事項を記入し、押印した受検票。

(イ) 集合時刻及び面接終了予定時刻。

(ウ) 適性検査で実技を実施する場合は携行品。

(5) 東日本大震災津波による県外からの出願については、県教育委員会事務局学校教育課に問い合わせること。(電話 (019) 629-6141)

第2 選 抜

1 検査内容

(1) 面接

(2) 作文又は小論文

(3) 高等学校によっては、適性検査を実施することができる。

2 日程等

(1) 検査期日 平成30年3月8日(木)

(2) 集合時刻 志願先高等学校が指定する時刻

※ 検査の日程については、実施校ごとに校長が定める。

(3) 検査場 志願先高等学校(本校又は分校)

(4) 受検者携行品 受検票、鉛筆(シャープペンシルも可。なお、芯の濃さはF、HB、Bのいずれかとする。)、消しゴム、鉛筆けずり、上履き、その他志願先高等学校から指示されたもの。

※ 携帯電話等は検査場(校地内)に持ち込まないこと。

3 選抜方法

- (1) 面接及び作文又は小論文、さらに高等学校によっては、適性検査等の結果により行う。
- (2) 不正行為や検査場（校地内）への携帯電話等の持ち込みがあった場合には、不合格とする。

4 合格発表

3月15日（木）午後3時、志願先高等学校（本校又は分校）において、受検番号によって発表する。

5 合格者の通知

高等学校長は、中学校長に「選考結果通知書」（様式8）、志願者に「合格通知書」（様式9）を合格発表後速やかに送付する。

6 検査得点の口頭による開示請求

(1) 開示する内容

面接の得点、作文又は小論文の得点（適性検査の実施校はその得点）

- (2) その他の開示請求の手続き等は「Ⅱ 一般入学者選抜」の第2 選抜の「7 学力検査等の得点の口頭による開示請求」（P.12）に準ずる。

第3 その他

指導要録抄本等の送付

中学校長は、進学した生徒について、当該生徒の指導要録の抄本又は写しを、進学後30日以内に進学先高等学校長に送付する。